

令和6年度神奈川県介護支援専門員

- ・専門研修課程Ⅰ及び 専門研修課程Ⅱ
 - ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容及び専門研修課程Ⅱと同内容)
- ## 実施要綱

1. 研修の目的

要介護者等が住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携し、支援出来るようケアマネジメントを行う事が重要であるが、その中核的な役割を担う、一定の実務経験を有する現任の介護支援専門員を対象に、知識及び技術の向上を図る事を目的とする。併せて、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(＊神奈川県指定研修実施機関)

3. 研修期間

研修名	期間
専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)	令和6年9月9日(月)～令和6年10月29日(火)
専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)	【Aコース】 令和6年10月15日(火)～令和6年12月18日(水)
	【Bコース】 令和6年10月22日(火)～令和6年12月25日(水)

4. 受講対象者(次の①か②のいずれかに該当する方)

①専門研修

原則として、神奈川県に登録し、介護支援専門員として従事しており、かつ研修開始時点で介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある方で、以下の必要な実務経験期間及び要件を満たす方

専門研修課程Ⅰ	研修申込時点で通算の実務経験が6か月以上の方
専門研修課程Ⅱ	研修申込時点で通算の実務経験が3年以上の方

***専門研修課程ⅠとⅡを両方受講する必要のある方は、専門研修課程Ⅰを修了しないとⅡの研修は受講することができませんので、ご注意ください。**

②実務経験者に対する更新研修

原則として、神奈川県に登録しており、介護支援専門員証の有効期間中に「介護支援専門員として従事したことがある方」、又は「現在、介護支援専門員として従事している方」で、

実務経験者に対する更新研修(専門Ⅰと同内容)	当該研修開始時点において介護支援専門員証の有効期間満了日が概ね1年未満の方
実務経験者に対する更新研修(専門Ⅱと同内容)	

***実務経験者に対する更新研修の受講にあたっては実務経験期間の定めはありません。介護サービス計画の作成経験があれば「実務経験者」となります。**

※1 専門研修課程Ⅰと実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)及び専門研修課程Ⅱと実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)は同一の研修内容です。受講対象者より区分されます。

※2 実務経験として認められる範囲については次のとおりです。

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労し、かつ介護サービス計画の作成を行っている(◆1)ものであること。

- ① 居宅介護支援事業所(◆2)
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所
- ⑧ 地域包括支援センター(◆3)

◆1 単に要介護認定のための調査を行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、介護サービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験と認められません。

◆2 指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっているため、当該管理者については、実務経験として認められます。

◆3 地域包括支援センターにおいて「介護支援専門員」として配置され、就労している場合は、実務経験として認められます。

なお、保健師または社会福祉士等として地域包括支援センターに配置され、就労している者のうち、現に介護サービス計画を作成、または作成した経験がある場合は、その介護サービス計画作成について事業所からの証明を受けることで、介護支援専門員の実務経験に相当するものとして認めることとします。

※3 前回受講した研修の履歴につきましては、登録地の都道府県行政にてご確認ください。

※4 今回の研修は介護支援専門員としてこれまで実務に従事したことのない方

(実務未経験者)は受講することができません。十分ご注意ください。

実務未経験者に対する更新研修は、神奈川県庁のホームページ「介護支援専門員のページ」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html>

でご案内しています。

5. 募集定員

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容) **84名**

専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) **160名**

6. 研修修了の認定方法

各科目における到達目標に達成しているかを確認するため修了評価を実施し、その結果、評価が一定の水準を満たし、かつ全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

(神奈川県介護支援専門員専門研修事業指定要綱、同更新研修事業実施要綱)

7. 申込方法

受付期間

【専門研修課程Ⅰ】

令和 6 年 6 月 21 日(金曜日)～令和 6 年 7 月 12 日(金曜日)まで

【専門研修課程Ⅱ】

令和 6 年 8 月 16 日(金曜日)～令和 6 年 9 月 6 日(金曜日)まで

※専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)は 2 コース制となっています。申込時に希望するコースを選択してください。(希望するコースが多数の場合、「8. 受講決定*」によりますので予めご了承ください。

方 法

WEBでの受付(※WEB以外の申込は原則受付できません。)

①本会福祉研修センターのホームページにアクセスし、個人登録を行ってください。

※研修申込にあたっては、研修管理システムにて個人登録が必要です。

なお、登録済みの方は③の手順に進んでください。

◆個人登録

https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/dantai_toroku_email.php

◆個人登録の詳細はこちらをご確認ください。

https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/user_manual/Lgin/syugou/3-02.pdf

②登録内容の確認を事務局で行い、承認後に個人登録完了メールが送られます。

(承認にはシステム上、土日を除き3日程度要します。)

※個人登録だけでは、研修の申込は完了しておりません。

③個人登録完了メールから指定のURLにアクセスしてください。

付与されたログインID、パスワードにてログインし、研修の申込をしてください。

※研修申込時には、介護支援専門員証及び現在保有の介護支援専門員の資格更新のために受講した研修(専門・更新研修、実務未経験者に対する更新研修、再研修など)の修了証明書のアップロードが必要になります。

なお、実務研修修了後、初めての資格更新を行う方は該当しません。

※研修申込手順の詳細は

https://www.shakyo-kensyu.jp/kanagawa/user_manual/Lgin/syugou/4-03.pdf

④研修申込完了メールが届きましたら、手続き完了となります。

※個人登録と研修の申込の両方が完了して、申込の受付となります。

どちらかのみでは申込の受付になりませんのでご注意ください。

※実務経験者に対する更新研修 56・32 両方の研修の受講を希望される方は、必ずそれぞれの申込フォームにてお申し込みください。(専門研修課程ⅠとⅡを両方受講する必要のある方は、専門研修課程Ⅰを修了しないとⅡの研修は受講することができません。)

8. 受講決定

受講申し込みをされた方には、受講可否の結果等を郵送でお知らせします。

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)

発送予定日:令和 6 年 7 月 31 日(水曜日)

専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)

発送予定日:令和 6 年 9 月 25 日(水曜日)

・発送予定日より 1 週間経過しても通知が届かない場合は 12. 申込み・問合せ先(045-534-5798)までご連絡ください。

*なお、定員を超えた場合は、次の優先順位で受講決定させていただきますので、予めご了承ください。

- ①横浜市以外の神奈川県内の事業所所属の方で実務に就いている方
- ②実務に就いていない方で、横浜市以外の神奈川県内にお住まいの方
他県にて実務に就いている方で、横浜市以外の神奈川県内にお住まいの方
- ③介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方

9. 受講料・納付方法

①受講料

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容) **43,200円**
専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) **32,200円**

②納付方法

受講決定通知時に納付方法等のご案内をいたしますので、それに基づき納付してください。
一度振り込みいただいた受講料は原則返金できかねます。

また、期日までに連絡なく受講料の振り込みがない場合は、受講決定を取り消しとさせていただきます。

③補講

やむを得ない事情で本研修を欠席し他機関で受け入れが可能な場合は、別途補講料が必要です。補講料は受け入れ先によって異なります。

10. その他

- ・介護支援専門員の更新に関する研修は、神奈川県内の他の機関でも実施しています。
神奈川県庁のホームページ「介護支援専門員のページ」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html> をご覧ください。
- ・神奈川県外の登録の方は研修受講にあたり、受講地変更の手続きを行う必要があります。

11. 問合せ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ福祉人材研修センター 福祉研修センター

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2
☎045-534-5798(平日9時から17時まで) Fax045-313-0737

*登録地行政(神奈川県)

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部地域福祉課 福祉介護人材グループ
【☎045-210-4768(直通)】

(個人情報について)

※神奈川県介護支援専門員専門課程・実務経験者に対する更新研修の受講申込時にお預かりしました個人情報については適正に管理を行い、当該研修及び修了証明書交付業務の他、研修受講決定の調整に必要な場合は、神奈川県指定の研修実施機関に受講申込者情報の一部を提供することもあります。また、本研修終了後には修了者名簿に記載し神奈川県に報告いたします。

神奈川県における介護支援専門員証更新の為に受講が必要な研修

初めて更新をする方・前回「再研修」で介護支援専門員証の交付を受けた方

有効期間内に一度も介護支援専門員として実務に就いたことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

有効期間内に、介護支援専門員として実務に従事した経験がある場合
(現在は従事していない)
「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」又は「専門研修課程 」
「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」又は「専門研修課程 」
の両方が必要になります。

現に介護支援専門員として実務に従事している場合
「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」
「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」
の両方が必要になります。

2回目以上の更新の方(主任介護支援専門員研修未修了者)

(1) 主任介護支援専門員研修を修了していない方

前回、「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」と「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」を受講して更新した場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」又は「専門研修課程 」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

前回、「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」のみを受講して更新した場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」又は「専門研修課程 」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

前回、「実務未経験者向け更新研修」で更新した場合

A. これまでに「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」と「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」を受講して更新したことがある場合

・ 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」又は「専門研修課程 」

・ 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

B. これまでに「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」と「専門研修課程 」又は「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」を受講して更新したことがない場合

・ 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合
「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」又は「専門研修課程 」
「実務経験者向け更新研修(専門研修課程 と同内容)」又は「専門研修課程 」
の両方が必要になります。

・ 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合
「実務未経験者向け更新研修」

(2) 主任介護支援専門員研修を修了している方

主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たしている場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了できる

「主任介護支援専門員更新研修」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了できない

通常の更新研修等を受講していただき、介護支援専門員証の有効期間を更新してから、主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

・介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合

「実務経験者向け更新研修（専門研修課程 と同内容）」又は「専門研修課程 」

・介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合

「実務未経験者向け更新研修」

主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たしていない場合

A. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがある場合

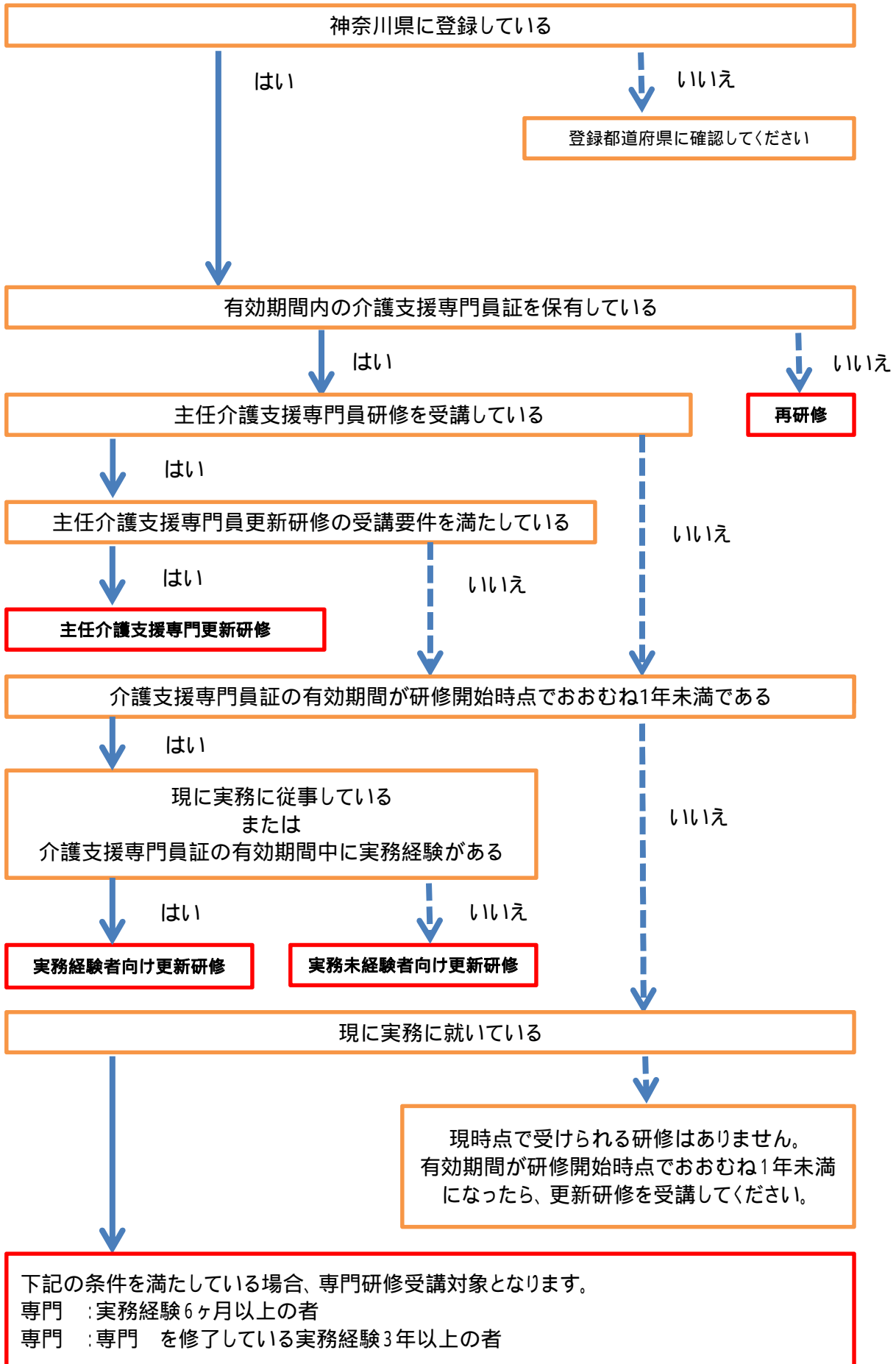
「実務経験者向け更新研修（専門研修課程 と同内容）」又は「専門研修課程 」

B. 介護支援専門員証の有効期間内に実務に従事したことがない場合

「実務未経験者向け更新研修」

神奈川県における更新に必要な研修を知るための簡易フローチャート

平成29年4月現在



令和6年度 介護支援専門員専門課程 I・実務経験者に対する更新研修(専門研修課程 I と同内容)
研修日程・カリキュラム・研修会場

日程	日時	形態	研修科目
1日目	神奈川県社会福祉センター3階研修室 9月9日(月) 9:30~16:20 (受付9:00~9:20)		開講式、オリエンテーション
		講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定(1)
研修動画視聴 【配信期間】 9月12日(木)~10月2日(水) 上記期間内に視聴サイトにて6科目(約19時間)の講義を視聴し、全科目修了評価を実施してください。		講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状
		講義	対人個別援助技術(ソーシャルワーク)及び地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)
		講義	ケアマネジメントの実践における倫理
		講義	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践(1)
		講義	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践(2)
		講義	生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実践(3)
		講義	リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解
		講義・演習	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント
2日目	事前研修動画視聴 9/30(月)~10/6(日)	講義	脳血管疾患のある方のケアマネジメント
	3階研修室 10月7日(月) 9:30~15:40 (受付9:00~9:25)	講義・演習	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定(2)
3日目	事前研修動画視聴 10/3(木)~10/16(水)	講義	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント 心疾患のある方のケアマネジメント
	3階研修室 10月17日(木) 9:30~18:25 (受付9:00~9:25)	講義・演習	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント
		講義・演習	大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント
		講義・演習	心疾患のある方のケアマネジメント
4日目	事前研修動画視聴 10/11(金)~10/20(日)	講義	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント
	3階研修室 10月21日(月) 9:30~16:50 (受付9:00~9:25)	講義・演習	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント
5日目	事前研修動画視聴 10/22(火)~10/28(月)	講義	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
		講義・演習	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
	3階研修室 10月29日(火) 9:30~18:15 (受付9:00~9:25)	講義	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習
		講義・演習	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り

【対面研修】

- ・時間はあくまでも目安の時間です。
- ・受付は各日程ともに講義開始の30分前からオリエンテーションは講義開始の5分前から開始する予定です。
- ・各日講義終了後に、15分程度の事務連絡の時間を設けます。(1日目は30分程度)
- ・時間等については、今後、変更する場合があります。

【研修動画視聴】

- ・動画は定められた期間に必ずご視聴ください。未視聴の場合は対面研修に参加できませんのでご注意ください。
- ・事前研修動画はおおよそ45~65分ご視聴いただきます。